

平成30年度 第3回伊賀市国民健康保険運営協議会 議事録

【開催日】 平成31年2月14日（木）

午後1時30分～

【開催場所】 伊賀市役所 全員協議会室

（事務局） 本日はお忙しいところ、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。この新庁舎で初の開催となります。ただ今から平成30年度第3回国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。本会議、過半数以上の委員の出席があり、各号に定める委員一人以上が出席されていますので、運営協議会規則第6条に基づき会議が成立していることをご報告させていただきます。

それでは、開催にあたりまして、副市長からご挨拶を申し上げます。

（副市長） ただ今、ご紹介いただきました副市長の大森です。どうか、よろしくお願い申し上げます。委員の皆さまには、何かとご多用のところ30年度第3回国民健康保険運営協議会にご出席をいただきましてありがとうございます。また、委員の皆さまには、平素、国保事業のみならず市政全般にわたりまして格段のご理解・ご協力を賜っていますこと、後席からですが厚くお礼を申し上げます。本来ですと、岡本市長が参りましてご挨拶をさせていただくところですが、本日、他の公務で上京しており欠席をさせていただくということで、どうかお許しを賜りたいと思います。

さて、この冬は昨年に続きインフルエンザが流行り、加えて、はしかの患者の発生もございました。そういったことでこのほど、国では、風疹ではございますが、21年度まで一定の年齢の男性を対象として3年間原則無料で抗体検査と予防接種が受けられるように政令が改正されたと聞いているところです。

人口が減少する中、10月には消費税率の引き上げ、これに伴う診療報酬・薬価等の改正が予定されていますことから、さらに質が高く効率的な医療や介護の提供が重要になってくるのではと思っていますところです。

本日はお手元の資料にございます事項につきましてご協議をお願いするわけですが、委員の皆さまには活発なご議論をご期待申し上げ、簡単でございますが冒頭の挨拶とさせていただきます。本日は、よろしくお願い申し上げます。

（事務局） ありがとうございます。続きまして、事項書1番。委員の委嘱に入らせていただきます。再任されました委員の皆さま並びに新しくご就任いただきました委員の皆さま全員に委嘱状を机の上に置かせていただいています。委員の皆さま、どうぞよろしくお願いいたします。

続いて、事項書の2番。委員の皆さまをご紹介させていただきます。資料1を

ご覧ください。

(委嘱委員の紹介)

以上、委員の任期は2021年12月31日までの3年間です。どうぞ、よろしくお願いします。

続きまして、国民健康保険事業を担当する事務局から自己紹介をさせていただきます。

(事務局の自己紹介)

続きまして、3番、会長の選任です。国民健康保険法施行令第5条では「協議会に、会長を一人置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。」としておりますが、当協議会の慣例により、選挙は行わず、事務局からの推薦で選任させていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

ありがとうございます。事務局案として、再選前に会長をお引き受けいただいております上野商工会議所から選出の公益代表委員の佐治様に引き続きお願いしたいと思います。皆さまいかがでしょうか。

(拍手あり)

ありがとうございます。それでは、ご異議なしということで、ただ今承認いただきました公益を代表する委員である佐治様に会長をお願いすることとします。会長様、前の席にご移動をお願いします。

ここで申し訳ございませんが、副市長は別の公務がございますので退席させていただきます。

(副市長退席)

(事務局) では、議長が運営協議会規則第5条により会長が当たっておりますので、この後の議事進行についてよろしくお願いします。

(会 長) 引き続いて国保運営協議会の会長ということで務めさせていただきますことになりました上野商工会議所の佐治と申します。よろしくお願いします。微力ではございますけども、皆さまのご協力をいただきまして努めてまいりたいと思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、伊賀市の国保の状況ですが、国保の被保険者数が減少するとともに、高齢化が進んでいます。一方で、医療の高度化ということで一人当たりの医療費は年々上昇傾向にあると伺っています。低収入の方には年金生活者支援給付金等も給付されていますが、やはり、国からの継続的な財政支援と国保事業と介護予防の一体的な実施が必要に思います。

厳しい国保財政ではありますが、持続的な医療制度を目指して皆さまにはご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。挨拶に代えさせていただきます。

それでは議事に入ります前に、運営協議会規則第10条に基づき、本日の会議の議事録の署名人について私からご指名させていただきます。本日は、国民健康保険医又は薬剤師を代表する委員から平井委員様にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

それでは、議事に移りたいと思います。事項書の議事の1番「診療所あり方検討委員会の委員選任について」となります。資料2をご覧くださいと思います。田中恭子委員、黒田委員、服部委員、平井誠一委員、田中哲生委員、そして私、佐治、富岡委員については引き続き委員をお願いしたいと思います。被保険者代表の森永委員が退任されています。代わりに中西委員が選任されたということで、中西委員を含めて8人の委員で構成したいと存じます。いかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

なお、田中恭子委員、黒田委員、中西委員は本日欠席されていますが、ご本人から委員の承諾をいただいているということでよろしくお願いします。

それでは、事務局から2番をよろしくお願いします。

(事務局) 説明の前に資料のご確認をお願いします。本日お配りしたものが、事項書と資料1、資料2、資料7-1、資料8、資料9です。資料3から資料7につきましては先に送付させていただきました。以上の資料を本日お使いいただきますが、資料の足りない方はおられませんか。

それでは、平成30年度国民健康保険事業特別会計補正予算第4号(案)について説明させていただきます。資料3・資料4をご覧くださいと思います。予算ですので単位を千円としています。

まず、資料3の事業勘定ですが、1ページの歳入合計の欄及び2ページの歳出合計の欄に記載してありますように、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,916万6千円を増額し、補正後の額をそれぞれ9億8,239万7千円としています。次に資料4の直営診療施設勘定ですが、1ページの歳入合計の欄及び2ページの歳出合計の欄に記載してありますように、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ679万4千円を減額し、補正後の額をそれぞれ1億8,786万9千円としています。

それでは、事業勘定の歳出から説明しますので、資料3の2ページをお開きください。

第1款 総務費ですが、247万8千円を減額し、補正後の額を1億3,000万6千円としています。説明欄に記載のとおり、主に賦課徴収費の減額です。

第2款 保険給付費ですが、昨年3月から11月までの9ヶ月間の給付費を参考に見込んで9,626万3千円を増額しています。

第3款 国民健康保険事業費納付金は補正がありません。

第4款 保健事業費では、2, 431万9千円を減額しています。内訳としまして、特定健康診査等事業費では健診委託料等の減により2, 382万7千円を減額しています。また、保健衛生普及費につきましても簡易人間ドック委託料等の減により49万2千円を減額しています。

第5款 公債費は30万円を減額しています。

第6款 諸支出金、第7款 予備費は補正がありません。

次に、歳入について説明しますので1ページをご覧ください。

第1款 国民健康保険税ですが、それぞれ11月末の調定額に29年度収納実績率を乗じて見込額とし、1億603万6千円を減額しています。

第2款 使用料及び手数料は、補正がありません。

第3款 県支出金では、1億1, 123万2千円を増額しています。特定健康診査等負担金で446万4千円の減額、保険給付費等交付金では1億1, 569万6千円を増額です。内訳としましては、説明欄に記載のとおりです。

第4款 財産収入ですが、当会計には保険給付費支払準備基金、高額療養費貸付基金及び出産費資金貸付基金の3つの基金がありますが、それらの基金から生じた利子で57万9千円を減額しています。

第5款 繰入金では、7, 322万1千円を増額しています。説明欄のとおり、一般会計からの繰入金として、保険基盤安定繰入金では3, 043万3千円を増額、事務費繰入金では、380万5千円の減額です。保険給付費支払準備基金繰入金では4, 659万3千円を増額です。

第6款 繰越金の補正はありません。

第7款 諸収入では、867万2千円を減額しています。主に第三者納付金の減額です。

続きまして、平成30年度直営診療施設勘定診療所費補正予算（案）について、資料4をご覧ください。それぞれの科目では、阿波・霧生の診療所の合計額を計上しています。

まず、歳出から説明しますので2ページをご覧ください。

第1款 総務費では、一般管理費で33万3千円を減額しています。診療所の運営経費の減額です。

第2款 医業費では640万1千円を減額しています。医療用機械器具費で42万3千円の減額、医薬品衛生材料費で568万5千円の減額、医業諸費では、29万3千円の減額です。

第3款 公債費は一時借入金利子6万円を減額しています。

次に1ページの歳入をご覧ください。

第1款 診療収入では、各診療収入を合わせ、865万3千円を減額しています。

第2款 使用料及び手数料は、補正がありません。

第3款 繰入金では、へき地診療所運営補助金の増を見込み、185万3千円を増額しています。

第4款 繰越金は補正がありません。

第5款 諸収入では、6千円を増額しています。主に山田診療所休診に伴う平成29年度労災保険料精算による還付金の分です。

以上で平成30年度国民健康保険事業特別会計補正予算（案）の説明を終わりますが、直営診療施設勘定は最終的に赤字となり、31年度予算から繰上充用をさせていただくことになるかと予測しています。

（会 長） ただいま、30年度の補正予算につきましてご説明をいただきました。ご質問等ございませんでしょうか。

（委 員） 補正予算（案）2ページの保険給付費の療養給付費の一般分と退職分について。恐らく一般は一般の方、退職分は退職をされた方の療養給付費だと思われますが、高齢化が進行してくると退職分が増えるように思いますが、むしろ一般分のほうが増えているのはどういう理由でしょうか。これは、高額療養費も同じことになっています。よろしくお願いします。

（事務局） 退職者医療制度ですが、制度が平成27年3月末で終了しまして、今もあるのは暫定的にまだ退職者の方が残っているだけということです。こういったことで今、退職者医療制度が前期高齢者のほうに移行した形になっていますのでこういった金額になっています。

（委 員） ありがとうございます。

（会 長） 他、よろしいでしょうか。

ないようですので、3番の項、「平成31年度国保事業特別会計の当初予算について」事務局からよろしくお願いします。

（事務局） 平成31年度国民健康保険事業特別会計予算（案）について説明させていただきますので、資料5、資料6をご覧ください。

まず、資料5の事業勘定ですが、2ページをご覧ください。その欄の下に記載してありますように、予算額を歳入歳出とも97億1,867万9千円、また、資料6の直営診療施設勘定診療所費では、2ページの一番下の欄に記載してありますように、予算額を歳入歳出とも9,970万9千円としています。

まず、事業勘定から説明させていただきます。資料5をご覧ください。

先に歳出について説明しますので、2ページをお開きください。

第1款 総務費ですが、前年度より373万3千円を増額しています。内訳につきましては説明欄のとおりです。主なものとして、職員人件費ほか、一般管理費の経費です。

第2款 保険給付費は、前年度より1,457万円を増額しています。平成29

年１０月から３０年９月診療分の実績とその１年前の同じ期間における伸び率を勘案し試算しました。また、出産育児一時金は上限額４２万円で、前年度と同様に８０件を見込んでおり、葬祭費は１件５万円で、１８０件を見込んでいます。

第３款 国民健康保険事業費納付金は、６，０７３万２千円を増額しています。納付金は、県が県全体の医療費を見込み、これを基に各市町の所得水準や被保険者数、医療費水準等に応じて、市町ごとの納付金を算定し、県に支払いをします。

第４款 保健事業費は、前年度より１０６万４千円を減額しています。主なものとしまして、平成３０年度予算につきましては、保健事業直営分と２９年度事業の特定保健指導業務委託料を計上していましたが、３１年度予算からは直営分のみとなりましたので、特定保健指導業務委託料を減額したことによるものです。

第５款 公債費は、一時借入金利子で、前年度と同額です。

第６款 諸支出金は、保険税の還付金等で、１０２万４千円を減額しています。

第７款 予備費は５００万円を減額しています。

続きまして歳入について説明しますので、１ページをご覧ください。

第１款 国民健康保険税ですが、前年度と比べ被保険者数の減により５，７６９万３千円を減額しています。調定額及び収納率は説明欄のとおりです。

第２款 使用料及び手数料は、前年度と同額です。

第３款 県支出金は、１億４，５６２万５千円を増額しています。主に保険者努力支援分と特別調整交付金分の増額です。普通交付金６９億２，５７９万２千円は歳出の保険給付費から審査支払手数料を除いた額で県から支払われます。

第４款 財産収入は３つの基金から生じる利子分で、前年度より６０万３千円を減額しています。

第５款 繰入金は、前年度より２，６３３万２千円を減額しています。一般会計繰入金につきましては、説明欄に記載のとおりです。保険給付費支払準備基金繰入金では、基金を一部取り崩して事業勘定に収入し、増え続ける保険給付費の支払い等に充てるものです。

第６款 繰越金は、１，５００万円を増額しています。

第７款 諸収入は、４０５万円の減額で、保険税納期内の未納に生じた延滞金や第三者納付金、国保資格喪失後の受診に生じた返納金などを見込んでいます。

次に直営診療施設勘定診療所費について説明しますので、資料６をご覧ください。

歳出について説明しますので２ページをご覧ください。

第１款 総務費では、前年度より６４万８千円を増額しています。職員人件費と施設の維持管理等の経費です。

第２款 医業費では、２５万２千円を減額しています。

第３款 公債費は、１千円を減額しています。主に山田診療所建築時の起債に係

る償還分です。

第4款 予備費は10万円を計上しています。

1ページの歳入をご覧ください。

第1款 診療収入は、前年度より4万5千円を増額しています。

第2款 使用料及び手数料は、文書料で1万1千円の減額です。

第3款 繰入金は、前年度より36万1千円を増額しています。これは、事業勘定からの繰入金で、へき地診療所の赤字に対する補助金と、山田診療所の債務返還相当額です。

第4款 繰越金は3万円を計上しています。

第5款 諸収入では15万1千円を計上しています。

合計歳入歳出とも前年度より39万5千円を増額しています。

以上で、平成31年度国民健康保険事業特別会計予算（案）の説明を終わらせていただきます。

（会 長） ありがとうございます。ご質問等ございますか。

（委 員） 先ほどもお伺いしたらよかったですが、歳入の国民健康保険税の中の滞納繰越分がいくつかありますが内容を教えていただけますか。

（事務局） 失礼します。滞納繰越分につきましては、平成31年度予算ですので、それ以前の30年度あるいは29年度といった分の未納になっている部分を調定し、収納している分をここに挙げています。

（委 員） ありがとうございます。ということは、ちょっとずつ減ってきているということですね。

（事務局） 現在の滞納繰越分ですが、収納率は前年度よりも若干上がっています。ただし、ずっと上がって行くのは決してありません。不能欠損で落としたりすることもありますので、残っている分は現年分も含めて納付いただくようご協力させていただいています。以上です。

（委 員） すいません。上がっているという数字にはなってないですね。

（事務局） 年々、低いですけど20%から30%台ぐらい間を行ったり来たりしている状況です。

（会 長） ありがとうございます。他はよろしいでしょうか。

ないようですので、4番目の「条例改正について」説明をお願いします。

（事務局） 資料7と、本日お配りした資料7-1をご覧ください。

まず、資料7-1から説明させていただきます。

国民健康保険税の課税方法について、平成31年度税制改正大綱が示されました。今後、国会において審議され、今年度中に議決される見通しとなっており、ひいては当市の条例改正にも関わりますので説明させていただきます。

改正の内容は2点で、「1. 大綱の概要」にもありますように、1点目は国民健

康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を見直すこと、2点目は低所得者に対する国民健康保険税の軽減を拡充することです。中央のグラフをご覧ください。左が現行の制度、右がこれから改正しようとする内容を表しています。

現行の課税限度額は、基礎課税額が58万円、後期高齢者支援金等課税額が19万円、介護納付金課税額が16万円となっています。限度額を見直すことにより、改正後は基礎課税額が61万円に引き上げられ、後期高齢者支援金等課税額と介護納付金課税額は据え置かれます。これにより、高所得者の負担が増えることになります。当市では、基礎課税額で15世帯が該当し、約423万円の収入増となる試算です。

次に、課税の軽減の拡充ですが、今回の改正では、5割と2割の軽減判定所得をそれぞれ引き上げることにより、2割軽減しか受けられなかった人の一部が5割軽減に移行し、また、軽減が受けられなかった人の一部が2割軽減に該当するようになります。当市では、2割軽減が56人増加し、5割軽減が69人増加すると見込み、軽減額が約206万円増えると試算しています。

このように、高所得者に対する課税と、低所得者に対する軽減拡充を併せて見直すのが今回の改正です。

今後は、国会での議決を受けて、地方税法が改正され、当市は関係する条例を改正することになり、国民健康保険税条例の一部を改正することになります。改正する箇所は資料7の下線を付したところをご覧ください。この条例は平成31年4月1日から施行する予定ですが、この制度の内容に従い条例改正を行うことについて、委員の皆さまに報告します。以上で、説明を終わらせていただきます。

(会 長) ありがとうございます。今の内容等について質問等ございませんか。

ないようですので、次、5番です。「2019年度の伊賀市国民健康保健事業について」説明をお願いします。

(事務局) 平成31年度伊賀市国民健康保険保健事業について説明させていただきます。
お手元の資料8をご覧ください。

まず、脳ドックにつきましては、対象者を伊賀市国民健康保険被保険者で、昭和19年6月2日から昭和54年6月1日生まれの方を対象に実施をさせていただきます。募集人数は今年度と同様に420人、実施期間は平成31年6月1日から32年3月31日とし、検査内容につきましても今年度と同様です。費用につきましては9月末までは今年度同様36,400円としますが、10月以降は消費税増税に伴い37,074円となります。ただし、自己負担額は据え置くこととなります。医療機関も今年度と同様に3つの医療機関で実施する予定です。また、今年度受診券を発行しました420人の中で、12月末で359人の方が受診をされました。予約をされていない61人の方につきましては、1月28日に受診勧奨を送付しました。

次に、簡易人間ドックにつきましては、対象者を伊賀市国民健康保険被保険者で、昭和19年6月2日から平成元年6月1日生まれの方を対象に実施させていただきます。募集人員は今年度と同様610人、実施期間は6月1日から11月30日、検査内容も今年度と同様で実施したいと考えています。検査費用につきましては脳ドック同様、9月末までは今年度の金額と変わらず35,100円としますが、10月以降は消費税増税に伴い、35,750円とさせていただきます。前立腺がん検査を実施した場合は、9月末までは1,400円増の36,500円、10月以降は1,425円増の37,175円となります。ただし、これも自己負担額については変更がないものとします。なお、今年度の簡易人間ドックにつきましては、定員610人に対し、受診者は538人でした。

次に、特定健康診査についてです。例年、三重県健診あり方検討調整会議で三重県医師会との協議により、検査項目等が決定します。これにつきましては、今後の開催となりますため、現時点では今年度と同じ内容で実施するよう計画しています。費用につきましては、採血料が50円増額となり320円になる予定ですので、全体としても50円の増額となります。また、10月以降は消費税が増税となりますため、その分増額になっていますが、自己負担額につきましては、昨年度と同様500円とします。詳細につきましては、調整会議の結果を受けて、医師会様と協議をさせていただき、31年度の内容等を決めさせていただきたいと考えています。また、引き続きがん検診との同時実施と集団健診の実施を計画しています。

また、特定健診ではございませんが、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性を対象に「風疹の抗体検査」を追加予定をしています。以上で説明を終わらせていただきます。

(会 長) ありがとうございます。ただ今の説明ですけれども、ご質問等ございますか。

(委 員) 人間ドックと脳ドックと簡易人間ドックと特定健診ですが、これは1人で5・6・7月と3つ受けるとかそういう人はいますか。

(事務局) どれか1つを受けていただくことになります。脳ドック、人間ドックにつきましては申込み制を採らせていただいていますので、抽選で当たりました方につきましては特定健康診査の受診券を送付していません。

(会 長) ありがとうございます。他、よろしいでしょうか。

(委 員) 風疹抗体のことにに関してですが、これは一般の人にもこの生年月日の間でしたら受けてもいいってことですか。それとも、特定健診の人だけですか。全員ですか。

(事務局) 一応、国から特定健診の中にこの検査項目を入れると聞いています。

(委 員) そうすると、特定健診の者に抗体検査をやっていいってことですね。

(事務局) そういうことです。

(委 員) 他の受診者では駄目ということですね。まだ国会では決まっていないですか。

(事務局) まだ国会では決まっていないですが、会社でドックとか受けられる方はまた、そ

ちらで抗体検査をその健康診査ですとなっています。

(委 員) 現在の段階では、特定健診あるいは人間ドック・脳ドック受ける人には抗体をやってくださいという理解でいいですか。

(事務局) そうです。

(会 長) はい、ありがとうございます。他、よろしいでしょうか。

(委 員) この資料の中でドックや特定健診と出ているわけですけど、この検査を受けられてリスクのある方に対して厚労省とかは「特定保健指導の積極的な実施」と謳っているわけです。この中には出ていないですが、特定保健指導については本人の負担はなく、全額市で負担され、対象の方に対して指導を行っていかれるということでしょうか。

(事務局) はい。保健指導につきましては、本人の負担はなく、全て公費でさせていただきます。また、脳ドック・簡易人間ドック・特定健診で引っ掛かった保健指導または糖尿病重症化予防で指導させていただいています。

(会 長) 他によろしいでしょうか。それでは、6番「その他」事務局、よろしくお願いします。

(事務局) 資料9をご覧ください。着座にてご説明させていただきます。

31年度と30年度の当初予算の比較を記載しています。保険税に関しては、議事の4番目でご説明させていただきましたが、こちらの保険税の収納額ですが、条例改正後を反映しています。医療分課税限度額見直しにより、先ほども申しましたが約423万円の増収、2割・5割軽減拡充により約206万円の減収となっています。こちらの減収につきましては、国から全額補助がございました。

医療分限度額となる人ですが、単身世帯で835万円の所得のある人が該当し、夫婦2人世帯では所得801万円を超える人が医療分61万円となるということです。被保険者数の減少により保険税総額は減収となるも、一人当たり保険税は微増となっています。

次は、県支出金ですが、歳出増により増額となっています。

歳出 総務費では人件費の増等により増額、保険給付費では、総額は微増ですが、一人当たり医療費は増額が見込まれ、4.5%の増となっています。

納付金では、県の医療費見込みでは4%以上の伸びを想定しており、また、前期高齢者交付金等の収入が減少すると想定したため、6.9%の高い伸びとなっています。10月に消費税引き上げに伴うプラス0.41%の診療報酬改定が予定されており、薬価はマイナス0.51%の引き下げとなりますが、今後、医療費の支払いに注視して行く必要がございます。

次に、旧被扶養者減免の改正です。こちら、31年4月施行を考えています。社保本人が75歳になり後期に加入し、その人の被扶養者であった人が国保に加入した際の保険税の減額規定です。今まで社保の家族でしたので、保険税が不要であっ

たのですが、社保から後期に変わったことで新たに保険税の負担が生じますので、これを軽減するものです。応益割の半額を恒久的としていたものを資格取得２年間と変更するものです。これは、後期高齢者医療創設に伴う経過措置の一環ですが、後期高齢も同じく経過措置の削減が進んできています。

その他、今後予定されている変更です。７０歳以上の方に現在は保険証とは別に高齢受給者証を交付していますが、２０２０年ぐらいに保険証と高齢受給者証を一体化する準備が進められています。後、保険証の記号番号も２桁増やして被保険者証の世帯から個人を分からすような形でこれも２０２０年ぐらいに変えて行こうという国の動きです。簡単ですが、以上で説明を終わらせていただきます。

(会 長) ありがとうございました。今のご説明の中で質問等ございますか。

(委 員) 確か、国では個人番号で統一して行く方針もあったかと思うのですが、そのあたりの動きはどうでしょうか。

(事務局) 今後して行くのかなと思っています。たちまち国民健康保険につきましては今の記号番号に２桁を付ける予定です。今、県の一元化になっていますのでそういった医療費を適正にして行こうかといった感じの動きです。

(会 長) 他はよろしいでしょうか。

それでは、最後の６番、その他で事務局から何かございますか。

(事務局) 次回の国保運営協議会の日程につきましてご報告させていただきたいと思えます。次回は、平成３１年８月２２日木曜日、午後１時３０分からと考えてます。内容としましては、平成３０年度国民健康保険事業特別会計決算見込み等です。どうぞよろしくお願いします。

(会 長) ありがとうございます。何か他にございませんか。

本日の事項はすべて協議されました。今も事務局からありましたが、次回の会議は８月２２日です。委員の皆さま、また、ご参加よろしくお願いします。

本日は、どうもありがとうございました。

(会議終了)